

様式 1

オンライン利用率引上げの基本計画（令和 3 年 4 月 21 日）

省庁名	経済産業省
対象事業名	小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済

1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

手続 ID (行政手 続の棚卸 結果)	所管部署名	手続名	手続の種類 (主体⇒受け手)	総手続件数 (令和元年度)	オンラ イン利 用率 (令和 元年 度)	オンラ イン利 用率目 標※	取組期間（達 成期限）※
26845	中小企業庁 経営支援部	加入関係手続き（小規模共済） ・ 契約の申込み	民間事業者⇒ 中小企業基盤整 備機構	105,188 件	0%	20%	令和 7 年度中
26849	小規模企業振興課	・ 掛金の口座振替手続き		104,004 件	0%	20%	
26855		・ 掛金納付月数の通算申出		5,599 件	0%	20%	
26847	中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課	保全関係手続き（小規模共済） ・ 掛金月額変更の申込	民間事業者⇒ 中小企業基盤整 備機構	66,781 件	0%	20%	令和 5 年度中
26850	中小企業庁 経営支援部	給付関係手続き（小規模共済） ・ 共済金の請求	民間事業者⇒ 中小企業基盤整 備機構	68,817 件	0%	20%	令和 7 年度中
26852	小規模企業振興課	・ 解約手当金の請求		28,120 件	0%	20%	

26790	中小企業庁 事業環境部企画課 経営安定対策室	加入関係手続き（倒産防止共済） ・契約の申込み	民間事業者⇒ 中小企業基盤整備機構	54,129 件	0%	20%	令和 7 年度中
26766	中小企業庁 事業環境部企画課 経営安定対策室	保全関係手続き（倒産防止共済） ・掛金月額変更の申込み	民間事業者⇒ 中小企業基盤整備機構	45,795 件	0%	20%	令和 5 年度中
26778	中小企業庁 事業環境部企画課 経営安定対策室	解約関係手続き（倒産防止共済） ・解約手当金の請求	民間事業者⇒ 中小企業基盤整備機構	30,086 件	0%	20%	令和 7 年度中

※オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする

2. 対象事業の概要

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主、共同経営者又は会社等役員の方が、将来事業をやめられる場合や退任される場合に備え、資金を準備しておくための共済制度。

中小企業倒産防止共済制度は、取引先事業者の倒産の影響を受けて中小企業が連鎖倒産することを防止するため、共済契約者の拠出による掛金を原資として共済金の貸付けを行う制度。

運営主体は（独）中小企業基盤整備機構。

※ 業務フローは別添 1「小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済における業務の概略図」を参照。

3. 対象事業のオンライン化の状況

現行の基幹コンピュータシステムは、オンライン化に対応していない。そのため、(独)中小企業基盤整備機構の第4期中期目標(平成31年3月)に「大規模なシステム改修に着手」することを明記し、令和元年度に政府調達により2社と委託契約を締結し、令和2年4月より新システムの構築のための計画を策定中。新システムにおいて、共済制度への契約の申込みから給付等に至る手続きのオンライン化を実現していく予定(令和7年度半ばに新システム稼働予定)。ただし、一部の手続きについては先行してオンライン化を実現していく予定。

<オンライン化に向けた全体のスケジュール> 全体手続件数 (約509千件/年)

令和5年度	小規模企業共済に係る保全関係手続き(約67千件/年) ・掛金月額変更の申込みの受付 中小企業倒産防止共済に係る保全関係手続き(約46千件/年) ・掛金月額変更の申込みの受付
令和7年度	<小規模企業共済> 加入関係手続き(約215千件) ・契約の申込みや掛金の口座振替手続き、契約者の掛金納付月数の通算の申出手続き 給付関係手続き(約97千件) ・事業廃止時における共済金の請求手続き、解約手当金の請求手続き

	<中小企業倒産防止共済> 加入関係手続き（約 54 千件） ・ 契約の申込み手続き 解約関係手続き（約 30 千件） ・ 解約手当金の請求手続き
--	---

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

< 4 - 1 > 第一段階（保全関係手続き）

手続名	<小規模企業共済制度> 保全関係手続き <中小企業倒産防止共済制度> 保全関係手続き
-----	--

各手続の概要	【概要】 <小規模企業共済制度> ・保全関係手続き → 共済契約者が行う契約内容の変更手続き（掛金増減額）の受付 <中小企業倒産防止共済制度> ・保全関係手続き → 共済契約者が行う契約内容の変更手続き（掛金増減額）の受付
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方（主要な手続について目標設定）※調査中の場合でも想定	【年間手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】 <小規模企業共済制度> ・保全関係手続き（約 67,000 件、0 %） <中小企業倒産防止共済制度> ・保全関係手続き（約 46,000 件、0 %） 【目標】（目標にするオンライン利用率の定義も明記） オンライン利用率 20% ※オンライン利用率の定義 オンライン利用者数/オンライン受付開始から年度末までの手続数×マイナンバーカード普及率（小規模企業共済） オンライン利用者数/オンライン受付開始から年度末までの手続数×G ビズ ID 普及率（中小企業倒産防止共済） 【取組期間（達成期限）】 ・令和5年度中 【目標・期間設定の考え方】 現在はオンライン化が未実施。本手続きは、既契約者が行う手続きであり、すでに機構に本人情報があることから、オンライン化に伴う大幅な事務フローの見直しや委託機関との調整に要する時間が他手続に比べて短縮できるため、契約者の利

目標値を記載	便性の向上を目的に他の手続きに先立ってオンラインによる受付を開始する予定（システム稼働 2023 年度半ば）。システム稼働後約 6 ヶ月で「初期のフェーズ」グループの最低目標であるオンライン化利用率 20%を達成する目標設定とする。	
オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン① ※オンライン化未実施の場合は、オンライン化に向けた課題とアクションプランを記載	課題	オンライン化実現のためのシステム開発及び実現後のオンライン利用率向上
	中間 KPI	【目標・達成期限】 ・令和 4 年度末までに全契約者に対し、「令和 5 年度中に保全関係手続きのオンラインでの受付開始を行う」旨を告知する。 ・保全関係手続き受付のオンライン化開始に向けて、開発プロジェクトの進捗状況を逐次確認する。
		【KPI の定義】 オンラインでの受付開始についての事前告知
	アクションプラン a	【取組内容】 保全関係手続き受付のオンライン化を実現するシステム開発及びオンライン化に伴う業務フローの見直し
		【取組期限（期間）】 令和 5 年度半ば
	アクションプラン b	【取組内容】 契約者へ郵送する各種通知にオンライン手続の案内を封入し、オンライン手続の周知を図る。
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中
	アクションプラン c	【取組内容】 書類による手続窓口となっている委託機関（商工団体、金融機関等）に対しオンライン手続の周知を図るとともに、契約者等へのオンライン手続の周知を依頼する。
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中

	アクション プラン d	【取組内容】 令和 3 年 5 月から共済契約者に対して web でのアンケート調査を実施。アンケート回答に寄せられた意見を 集計して、システム開発時の参考とする。
		【取組期限（期間）】 令和 3 年度

< 4 - 2 > 第二段階（その他対象手続）

手続名	< 小規模企業共済制度 > 加入関係手続き、給付関係手続き < 中小企業倒産防止共済制度 > 加入関係手続き、解約関係手続き
各手続の概要	【概要】 < 小規模企業共済制度 > ・加入関係手続き → 新規加入申込者が行う共済契約の申込み手続き及び掛金口座振替手続き等 ・給付関係手続き → 共済契約者が行う共済金、解約手当金の請求手続き等 < 中小企業倒産防止共済制度 > ・加入関係手続き → 新規加入申込者が行う共済契約の申込み手続き ・解約関係手続き → 共済契約者が行う契約の解約に伴う解約手当金の請求手続き 【年間手続件数（令和元年度）、 オンライン利用率（令和元年度を含む過去 5 年間）】 < 小規模企業共済制度 > ・加入関係手続き（約 215,000 件、0 %）

	・給付関係手続き（約 97,000 件、0 %） < 中小企業倒産防止共済制度 > ・加入関係手続き（約 54,000 件、0 %） ・解約関係手続き（約 30,000 件、0 %）	
オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方 （主要な手 続について 目標設定）※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載	【目標】（目標にするオンライン利用率の定義も明記） オンライン利用率 20 % ※オンライン利用率の定義 オンライン利用者数/オンライン受付開始から年度末までの手続数×マイナンバーカード普及率（小規模企業共済） オンライン利用者数/オンライン受付開始から年度末までの手続数×G ビズ ID 普及率（中小企業倒産防止共済）	
	【取組期間（達成期限）】 ・令和 7 年度中	
	【目標・期間設定の考え方】 現在はオンライン化が未実施。このため、基幹システムの更新を行い各種手続のオンライン化を実現する。200 万契約者の資産管理を行うプログラム開発を含む業務・システム更新であり、その内容は計画策定、要件定義、プログラム開発、業務移行、システム移行、データ移行、職員教育、委託機関教育等多岐にわたっており、情報システムの安全性及び信頼性を確保しながらシステム開発をする必要があることから、約 5 年の期間を要する見込みである（システム稼働 2025 年度半ば）。システム稼働後約 6 ヶ月で「初期フェーズ」グループの最低目標であるオンライン化利用率 20%を達成する目標設定とする。	
オンライン 利用率を引 き上げる上	課題	オンライン化の実現及び実現後のオンライン利用率向上

での課題と課題解決のためのアクションプラン① ※オンライン化未実施の場合は、オンライン化に向けた課題とアクションプランを記載	中間 KPI	【目標・達成期限】 システム更新プロジェクトの進捗状況を逐次確認する（令和 3 年度にシステム更新に係る詳細仕様を決定（予定）し、令和 4 年度にシステム更新開発に着手（予定））
		【KPI の定義】開発スケジュールによる（システム更新に係る詳細仕様の決定及びシステム更新開発に係る契約締結日）
	アクションプラン a	【取組内容】 各種手続のオンライン化を実現するシステム開発及びオンライン化に伴う業務フローの見直し
		【取組期限（期間）】令和 7 年度半ば
	アクションプラン b	【取組内容】 契約者へ郵送する各種通知にオンライン手続の案内を封入し、オンライン手続の周知を図る。
		【取組期限（期間）】令和 7 年度中
	アクションプラン c	【取組内容】 書類による手続窓口となっている委託機関（商工団体、金融機関等）に対しオンライン手続の周知を図るとともに、契約者等へのオンライン手続の周知を依頼する。
		【取組期限（期間）】令和 7 年度中
	アクションプラン d	【取組内容】 令和 3 年 5 月から共済契約者に対して web でのアンケート調査を実施。アンケート回答に寄せられた意見を集計して、システム開発時の参考とする。
		【取組期限（期間）】令和 3 年度中

5. スコアカードの作成と公表方法

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会の報告の中で公表する。

また経済産業省の HP にてスコアカードを公表する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会における計画の進捗に係る確認と公表。(毎年 12 月頃を想定)

7. 基本計画の見直し

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会における確認結果等を踏まえ、必要に応じて基本計画を改定する。